

8. 生活習慣病予防と健康づくり

区民の健康を保持・増進するために、健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療以外の保健事業として健康手帳の交付・健康教育・健康相談・健康診査・訪問指導を実施している。

[1] 健康手帳の交付（健康増進法第17条第1項）

健康診査の記録その他、生涯にわたる健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため、健康手帳を交付している。

平成26年度からは、豊島区独自の健康手帳を作成して配布していたが、令和5年度をもって配布を終了した。

□交付状況

(単位：人)

区分 年度	75歳以上の後期高齢者医療加入者	40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者	左記以外の40歳以上で交付を希望した者	計
2	10	13	9	32
3	29	19	15	63
4	11	10	10	31
5	21	16	12	49

[2] 健康教育（健康増進法第17条第1項）

生活習慣病の予防、健康増進など健康に関する正しい知識の普及を図り、壮年期からの健康の保持増進に資するため、健康教育を行なっている。

(1) 若年世代からの健康づくり教育

区分 年度	メタボリックシンドローム予防教室		歯科教室（講演会）		
	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	テーマ
2	1	6	1	21	知っておきたい！口臭・歯ぐき・顎関節症
3	1	5	0	0	※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止
4	1	7	1	30	コロナ禍でお口が衰えていませんか？ 「オーラルフレイル」とは
5	1	9	1	30	知っていますか？認知症と口腔との関係
6	1	8	1	28	認知症と歯と口の健康
池袋 長崎			1	28	
	1	8			

(2) 出張健康教室 (区内の企業や事業所からの要請により実施)

□出張健康教室

年度	テーマ	回数	参加者数
5	生活習慣病予防について	1	10
6	未成年の飲酒の害について	1	153

(3) 集団健康教育

〔対象〕40歳から64歳の者

区分 年度	一般		歯周疾患		慢性閉塞性肺疾患 (COPD)		病態別		薬	
	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)
2	12	577	1	47	2	5	5	92	0	0
3	11	671	1	25	2	7	6	112	0	0
4	21	1,044	1	33	4	7	7	141	1	28
5	22	1,033	1	34	1	4	6	127	2	95
6	19	920	1	37	1	1	6	183	2	63

[3] 健康相談 (豊島区健康相談事業実施要綱・健康増進法第17条第1項)

心身の健康に関する個別の相談に応じ、生活習慣病の予防のため運動・栄養・休養・禁煙など健康管理に必要な相談を行なっている。池袋保健所では、健康相談と生活習慣病予防健診(男性)・女性の骨太健診結果の相談を同時開催している。

□健康相談状況

区分 年度		健康相談事業		相談件数内訳（再掲・重複あり）						随時 健康 相談
				(医師相談)		(保健相談)		(栄養相談)		
		回数 (回)	相談者 延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	
2		22	25	10	1	22	7	22	24	259
3		21	32	9	3	21	10	21	32	306
4		24	21	12	10	24	16	24	21	335
5		24	21	12	9	24	15	24	21	351
6		24	20	12	6	24	12	24	14	283
	池袋保健所	12	6	12	6	12	6	12	6	158
	長崎健康相談所	12	14			12	6	12	8	26
	地域保健課									99

※池袋保健所・長崎健康相談所の健康相談事業における相談者延べ人数については健康増進法に則り40～64歳の来所者数を計上。その他の年齢については随時健康相談に計上。地域保健課の随時健康相談については40～64歳を計上。

[4] 健康診査

(1) 長寿健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律第125条）

生活習慣病予防などの健康保持増進のため、東京都後期高齢者医療広域連合の委託を受け、区医師会に委託し、健康診査を実施。対象は後期高齢者医療制度加入者と年齢到達により、年度中に加入する方。一般検査として、問診、身体測定、血圧測定、診察、血液検査、尿検査を全員に実施し、追加検査として、心電図（偶数年齢の者）、胸部X線検査（全員）を実施した。

□ 受診状況

（単位：人）

区分 年度	対象者数	受 診 者 数				指 導 区 分			
		一般検査		計	受診率 (%)	異常なし	経過観察	要医療	計
		外 来	訪 問						
	A	B	C	D (B+C)	D/A				
2	27,537	13,072	178	13,250	48.1	317	3,848	9,085	13,250
3	27,297	12,982	171	13,153	48.2	290	3,779	9,084	13,153
4	28,349	13,069	170	13,239	46.7	294	4,096	8,849	13,239
5	29,048	13,001	188	13,189	45.4	306	4,262	8,621	13,189
6	29,908	13,272	178	13,450	45.0	273	4,316	8,861	13,450

□ 主な検査結果（延人数）

（単位：人）

区分 年度	脂質代謝 障害	腎尿路系 疾患	高血圧動 脈硬化性 疾患	肝機能 障害	糖代謝 障害	核酸代謝 疾患	心冠動脈 系疾患	貧血
2	5,713	7,620	5,023	1,756	4,157	1,988	3,717	2,275
3	5,522	7,665	5,075	1,813	4,443	1,956	3,850	2,509
4	5,391	7,576	5,098	1,796	4,152	1,954	3,803	2,587
5	5,318	7,721	5,008	1,688	4,081	1,603	3,811	2,580
6	5,560	8,020	5,002	1,737	3,979	1,639	3,609	2,581

(2) 介護老人施設入所者健康診査

区施設入所者に健診を実施し、その健診結果を施設入所者の健康状態の把握や健康管理に生かすことで、生活習慣病の予防、施設入所者の健康の保持に寄与することを目的とした事業である。対象は介護老人福祉施設、介護老人保健施設（区に住所を有する者）入所者。問診、身体測定、血圧測定、診察、血液検査、尿検査、胸部X線検査を7・8月に実施した。

□ 受診状況

(単位：人)

区分 年度	対象者数	受 診 者		指 導 区 分			
		受診者数	受診率 (%)	異常なし	経過観察	要医療	計
		A	B / A				
2	967	906	93.6	8	578	320	906
3	939	895	95.3	11	481	403	895
4	941	868	92.2	15	507	346	868
5	972	901	92.7	18	509	374	901
6	964	901	93.5	25	523	353	901

□ 主な検査結果 (延人数)

(単位：人)

区分 年度	脂質代謝 障害	腎尿路系 疾患	高血圧動 脈硬化性 疾患	肝機能 障害	糖代謝 障害	核酸代謝 疾患	心冠動脈 系疾患	貧血
2	277	521	126	89	264	96	288	340
3	279	470	141	70	286	82	543	361
4	254	462	119	67	287	81	343	377
5	264	492	137	93	249	79	426	344
6	253	497	135	74	277	65	299	373

(注) 平成27年度から特別養護老人ホーム「千川の杜」、平成28年度から特別養護老人ホーム「東池袋桑の実園」が追加。平成30年度から老人保健施設「アバンセ」が追加。

(3) 特定健康診査・特定保健指導

平成19年度まで老人保健法の基本健康診査として節目健診・高齢者健診を実施してきた。

平成18年に成立した医療制度改革関連法により、平成20年4月1日から医療保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、40歳以上の加入者に対し、特定健康診査、特定保健指導を実施することとなった。豊島区においては、区国民健康保険の40歳～74歳の加入者を対象に実施する。

① 特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律第20条）

特定健康診査とは、生活習慣病予防のためにメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した検査項目による健康診査をいう。区においては、特定健康診査実施時に、生活習慣病の予防・早期発見の観点から区独自項目も追加して健康診査を実施している。

□特定健康診査受診状況

(単位:人)

区分 年度		対 象 者 数	受診者数			指導区分（健診全体）				
			基本健診 その1		計	受 診 率 （ ％ ）	異 常 な し	経 過 観 察	要 医 療	有 所 見 計
			外 来 受 診 者	訪 問 受 診 者						
		A	B	C	D（B+C）	D/A				
2		41,027 (36,100)	13,805	4	13,809 (12,738)	33.7 (35.3)	829	4,980	8,000	13,809
3		40,515 (35,251)	14,170	6	14,176 (12,874)	35.0 (36.5)	866	5,280	8,030	14,176
4		39,166 (33,086)	12,993	1	12,994 (11,619)	33.2 (35.1)	767	5,084	7,143	12,994
5		37,767 (31,641)	13,202	5	13,207 (11,713)	35.0 (37.0)	842	5,336	7,029	13,207
6		35,689	12,556	7	12,563	35.2	751	5,004	6,808	12,563
	40～49歳	8,047	1,452	1	1,453	18.1	232	698	523	1,453
	50～59歳	8,754	2,395	1	2,396	27.4	213	1,061	1,122	2,396
	60～64歳	4,406	1,691	1	1,692	38.4	79	676	937	1,692
	65～74歳	14,482	7,018	4	7,022	48.5	227	2,569	4,226	7,022

(注1) 年齢基準日は令和7年3月31日。ただし、昭和24年10月1日から昭和25年3月31日生まれの者は、基準日現在74歳とし、特定健診の対象者としている。

(注2) 下段 () は国へ報告する年度途中の異動者を除いた数値(翌年11月に確定)。

□主な検査結果

(単位:人)

区分		脂質代謝 障害	腎尿路系 疾患	高血圧 動脈硬化性 疾患	肝機能 障害	糖代謝 障害	核酸代謝 障害	心冠動脈 系疾患	貧血
年度									
	2	7,699	5,226	3,648	2,854	2,839	1,856	1,834	951
	3	7,771	5,458	3,708	2,945	3,053	1,939	1,881	1,066
	4	6,979	4,985	3,401	2,558	2,556	1,779	1,740	1,055
	5	7,011	5,096	3,184	2,597	2,546	1,647	1,697	1,162
	6	6,850	5,021	2,928	2,452	2,341	1,608	1,579	990
	40～49歳	733	453	84	257	100	168	55	101
	50～59歳	1,396	794	339	514	289	304	120	151
	60～64歳	988	591	357	363	311	234	208	95
	65～74歳	3,733	3,183	2,148	1,318	1,641	902	1,196	643

(注1) 年齢基準日は令和7年3月31日。ただし、昭和24年10月1日から昭和25年3月31日生まれの者は、基準日現在74歳とし、特定健診の対象者としている。

□メタボリックシンドローム判定と保健指導の階層化

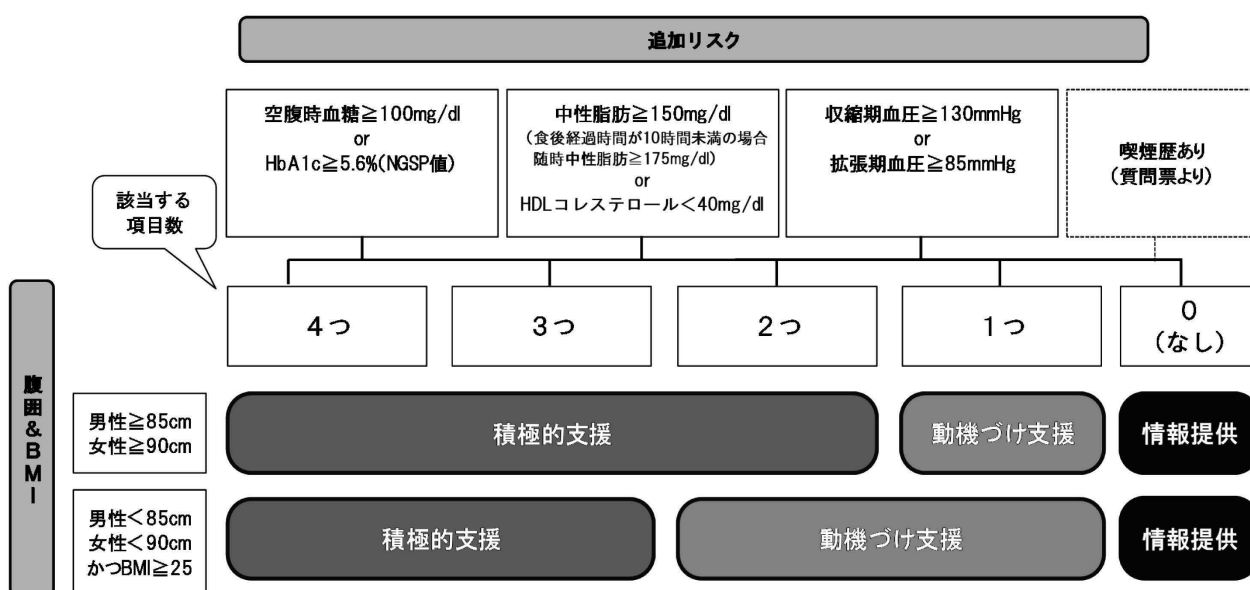
(単位：人)

区分 年度	メタボリックシンドローム判定						保健指導の階層化				
	基準 該当 A	予備群 該当 B	非該当 C	非該当の 割合 (%) (C/E)	判 定 不 能 D	計 E (A+B+C+D)	積極的 支援	動機づ け支援	情報 提供	判 定 不 能	計
2	2,655	1,575	9,566	69.3	13	13,809	509	1,234	12,055	11	13,809
3	2,673	1,611	9,881	69.7	11	14,176	513	1,241	12,411	11	14,176
4	2,412	1,454	9,118	70.2	10	12,994	423	1,033	11,530	8	12,994
5	2,411	1,573	9,210	69.7	13	13,207	464	1,091	11,645	7	13,207
6	2,308	1,468	8,773	69.8	14	12,563	473	972	11,113	5	12,563

② 特定保健指導（高齢者の医療の確保に関する法律第24条）

特定保健指導は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群と判定された者に対して、専門のスタッフ（保健師、管理栄養士等）が行なう生活習慣の改善のための継続的な支援。特定健康診査の結果により、下図の基準により生活習慣病のリスクに応じて「情報提供」・「動機づけ支援」・「積極的支援」の3つに区分（「階層化」という。）し、階層化の結果、保健指導該当者には「積極的支援」、予備群には「動機づけ支援」を実施する。

□特定保健指導の階層化基準



(注1) 65歳以上の方で、1つ以上該当した方は、すべて「動機づけ支援」の対象となる。

(注2) 生活習慣病に関する服薬中の者は、「積極的支援・動機づけ支援」に該当した方でも、「情報提供」の対象となる。

□特定保健指導実施状況

(単位：人)

区分 年度	特定保健指導対象者				初回面接終了者				評価終了者			特定保健指導実施率(%)
	計	当日保健指導	動機づけ支援	積極的支援	計	当日保健指導	動機づけ支援	積極的支援	計	動機づけ支援	積極的支援	
2	1,703 (1,593)	1,153	1,203 (1,134)	500 (459)	501 (473)	169	388 (371)	113 (102)	467 (429)	387 (357)	80 (72)	27.4 (26.9)
3	1,700 (1,610)	1,102	1,197 (1,151)	503 (459)	447 (429)	116	337 (330)	110 (99)	399 (386)	316 (313)	83 (73)	23.5 (24.0)
4	1,410 (1,326)	921	987 (932)	423 (394)	376 (350)	82	299 (283)	77 (67)	342 (326)	283 (269)	59 (57)	24.3 (24.6)
5	1,507 (1,393)	975	1,048 (986)	459 (407)	310 (283)	64	244 (230)	66 (53)	281 (265)	228 (221)	53 (44)	18.6 (19.0)
6	1,398	922	931	467	330	67	249	81				

(注1) () は、国への報告の数値(国保途中加入者、特定保健指導中断者除外)

(注2) 特定保健指導対象者は、特定健診受診者を階層後、75歳と国保資格喪失者(年度途中)を除いた数

(注3) 評価終了者数は、特定保健指導開始から終了まで3ヶ月以上を要するため、翌年度6月以降に確定する。

(4) 国保糖尿病重症化予防事業(健康増進法第17条第1項)

生活習慣病重症化予防事業の一環として、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」(平成26年4月一部改正)、「豊島区国民健康保険第二期データヘルス計画」(平成30年3月策定)に基づき、平成27年度から糖尿病重症化予防事業を行なっている。

① 糖尿病予防のための保健指導

国保特定健康診査の結果、糖尿病予備群(特定保健指導対象者を除く)である者を対象に、糖尿病発症予防を目的とした食事・運動セミナー及び個別指導を実施している。

□糖尿病予防のための保健指導実施状況

(単位：人)

区分 年度	特定健診受診者	糖尿病予防保健指導対象者 (※1)	食事・運動セミナー(※2)			個別指導				糖尿病予防のための保健指導実施率
			対象者	回数	参加者	初回指導参加者 (※3)	継続指導参加者 (※4)	計	6ヶ月後評価までの終了者 (※5)	
2	13,809	1,746	1,354	16	137	134	147	281	279	16.1%
3	14,176	2,099	1,636	19	144	155	152	307	304	14.6%
4	12,994	1,632	1,239	20	176	169	131	300	279	18.4%
5	13,207	1,672	1,253	22	199	199	163	362	343	21.7%
6	12,563	1,532	1,105	20	178	177	161	338		22.1%

(※1) ヘモグロビンA1c値が6.0～6.4%かつ糖尿病未治療で特定保健指導対象外の方

(※2) 食事・運動セミナーは前年度までにセミナーを受講したことがない方に実施

(※3) 個別指導初回指導参加者：前年度までに食事・運動セミナーを受講したことがない方

(※4) 個別指導継続指導参加者：前年度までに食事・運動セミナーを受講済みの方

(※5) 個別指導は翌年度の4月まで実施するため、6ヶ月後評価までの終了者(督促終了含まず)は翌年度の11月に確定する。

② 糖尿病ハイリスク未受診者の医療機関受診勧奨

国保特定健康診査の結果、高血糖状態で糖尿病薬未服薬である者を対象に、医療機関への受診勧奨及び、保健指導を実施している。

□糖尿病ハイリスク未受診者の医療機関受診勧奨実施状況（単位：人）

区分 年度	特定健診受診者	受診勧奨対象者 (注1)	受診勧奨実施者 (注2)
2	13,809	509	445
3	14,176	598	557
4	12,994	438	399
5	13,207	374	346
6	12,563	402	388

(注1) ヘモグロビンA1c値が6.5%以上で糖尿病未治療の方。

(注2) 受診勧奨実施者数には、調査票等により医療機関受診状況を把握したものを含む。

□糖尿病ハイリスク未受診者の保健指導実施状況（単位：回）

区分 年度	保健指導（延数）			栄養指導（延数）	
	面接	電話	訪問	面接	電話
2	3	329	0	0	0
3	1	362	0	0	0
4	1	263	0	0	6
5	1	195	0	1	0
6	1	239	0	0	0

(注) 当該年度の保健指導は翌年度の5月まで実施

③ 糖尿病性腎症重症化予防事業

国保特定健康診査の結果、糖尿病薬服薬またはインスリン注射を使用しており、腎機能が低下している可能性がある者を対象にアルブミン尿検査を行い、早期腎症期と判定された者に保健指導を実施している。

□糖尿病性腎症重症化予防事業 アルブミン尿検査実施状況と判定区分（単位：人）

区分 年度	特定健診 受診者	アルブミン尿 検査対象者 (注)	アルブミン尿 検査実施者	判定区分		
				正常	早期 腎症期	顕性 腎症期
3	14,176	302	167	70	77	20
4	12,994	294	149	50	82	17
5	13,207	278	151	64	76	11
6	12,563	252	124	42	69	13

(注) ①尿たんぱく（－）かつeGFR45～59または②尿たんぱく（±）（＋）かつeGFR60以上の方。

□糖尿病性腎症重症化予防プログラム保健指導実施状況（単位：人）

区分 年度	対象者（※）	実施者	未実施者
3	76	48	28
4	82	38	44
5	75	32	43
6	69	28	41

（※）アルブミン尿検査の結果、早期腎症期と判定された方。

（注1）当該年度の保健指導は、翌年度の6月まで実施。

（注2）対象者は、既に医療機関等で栄養指導を実施しているものを除く。

（5）後期高齢者糖尿病重症化予防事業

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の一環として、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」、「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業の実施等に関する指針」に基づき、後期高齢者医療制度に加入している区民を対象に、令和3年度から実施している。

① 糖尿病ハイリスク未受診者の医療機関受診勧奨

当該年度長寿健康診査の結果、高血糖状態で糖尿病薬未服薬である者を対象に、医療機関への受診勧奨及び、栄養指導を実施している。

□糖尿病ハイリスク未受診者の医療機関受診勧奨実施状況（単位：人）

区分 年度	長寿健診受診者	受診勧奨対象者	電話勧奨実施者	通いの場等 栄養指導実施者
3	13,153	184	162（88.0%）	13（7.1%）
4	13,239	136	115（84.6%）	8（5.9%）
5	13,189	129	97（75.2%）	0（0.0%）
6	13,450	21	16（76.2%）	1（4.8%）

（注）対象者抽出基準について

令和3～5年度 ヘモグロビンA1c値が7.0%以上かつ糖尿病薬未服薬者（90歳以上、要介護3～5を除く）

令和6年度 ヘモグロビンA1c値が7.5%以上かつ糖尿病薬未服薬者（85歳以上、要支援・要介護、認知症、統合失調症、がんを除く）

② 糖尿病予防 個別相談会

前年度長寿健康診査の結果、高血糖状態で糖尿病薬未服薬である者を対象に、区民ひろば等の通いの場で栄養指導を実施している。

□糖尿病予防 個別相談会（単位：人）

区分 年度	個別相談会対象者	栄養指導実施者
6	176	23（13.1%）

（注）対象者抽出基準について

ヘモグロビンA1c値が6.5～6.9%かつ糖尿病薬未服薬者（85歳以上、要支援・要介護、認知症、統合失調症、がんを除く）

(7) 眼科検診

平成30年度より緑内障、加齢黄斑変性、糖尿病網膜症等の早期発見、早期治療を目的として45歳、55歳の区民を対象に実施。特定健康診査と福祉健康診査の対象者は、各受診券に案内を同封。

□検診結果（総合判定）

（単位：人）

年度	区分	対象者	受診者	異常なし	経過観察	要精密検査	要治療
2	45 歳	4,758	143	104	18	15	6
	55 歳	3,776	214	151	33	27	3
3	45 歳	4,579	149	111	18	15	5
	55 歳	3,652	219	133	52	30	4
4	45 歳	4,432	136	103	14	15	4
	55 歳	3,354	211	131	37	35	8
5	45 歳	4,590	156	115	22	17	2
	55 歳	4,042	222	151	43	24	4
6	45 歳	4,524	149	111	14	23	1
	55 歳	4,120	237	158	48	26	5

□所見

（単位：人）

年度	区分	白内障	緑内障	糖尿病網膜症	黄斑変性症	その他
2	45 歳	4	18	2	0	20
	55 歳	28	27	0	4	28
3	45 歳	12	21	0	0	13
	55 歳	33	32	3	4	21
4	45 歳	5	15	2	0	19
	55 歳	27	35	1	2	24
5	45 歳	6	17	2	0	22
	55 歳	26	23	3	4	26
6	45 歳	3	19	1	1	22
	55 歳	29	28	1	3	29

（注）複数の所見を有する方がいるため、総合判定と所見は人数不一致。

(8) 男性の生活習慣病予防健診（豊島区生活習慣病予防健診実施要綱）

健診対象者は20歳から39歳で、重点対象として25歳・30歳・35歳に個別に健診案内を通知するとともに、健康づくりに関するリーフレット等を発送している。

健診では、体組成成分測定も同時に実施し、保健師、栄養士、歯科衛生士による健康講座「生活習慣病を予防しよう」を実施している。

□健診の状況

（単位：人）

区分 年度	実施 回数	個別通知数	受診者数	（再掲） 個別通知 受診者数	体組成成分 測定者数	健康講座 受講者数
2	10	9,087	185	122	185	185
3	9	8,720	197	112	197	197
4	12	9,273	239	115	239	239
5	12	9,321	307	181	307	307
6	12	9,233	271	159	271	271

□総合判定別結果

区分 年度	受診者	異常なし	軽度異常	要指導・ 要再検査	要医療
2	185	29	41	62	53
3	197	24	43	70	60
4	239	34	48	94	63
5	307	37	58	124	88
6	271	28	49	108	86

□要指導者（健康相談対象者）、健康相談来所者数（健康相談より再掲）（単位：人）

区分 年度	健診 受診者	要指導	健康相談 来所者	要医療	健康相談 来所者
2	185	58	4	53	0
3	197	52	5	60	3
4	239	73	9	63	4
5	307	95	2	88	3
6	271	81	5	86	4

□主な検査結果

(単位：人)

年度 \ 区分	受診者	検査結果				
		脂質代謝異常	高血圧	肝機能障害	糖代謝異常	貧血
2	185	16	3	31	1	1
3	197	22	4	31	3	0
4	239	22	1	33	3	1
5	307	25	0	39	5	0
6	271	26	2	51	3	27

(注) 要医療の有所見者数を計上。

※ 貧血について、令和5年度まではヘモグロビン値が要医療の有所見者数を計上。

令和6年度はヘモグロビン値、ヘマトクリット値、白血球数、赤血球数、血小板数が要医療の有所見者数を計上。

□保健指導（健康増進法第17条第1項及び第19条の2）

健診結果に応じて、保健師・管理栄養士がメタボリックシンドロームの予防・改善に役立つ情報提供やアドバイスなどの専門的支援を行なっている。

(単位：人)

年度 \ 区分	生活習慣病予防健診受診者		福祉健康診査受診者	
	初回指導	フォロー指導（延）(※)	初回指導	フォロー指導(延)(※)
2	2	1	0	0
3	3	0	0	0
4	4	2	0	0
5	1	0	0	0
6	2	0	0	0

(※) フォロー指導は動機付け支援（6か月）と積極的支援（3か月・6か月）を含む。

(注) フォロー指導における動機付け支援・積極的支援の基準値は、「特定保健指導の階層化基準」に準ずる。
フォロー指導者は前年度からの継続者も含む。

[5] 訪問指導事業（健康増進法第17条・19条の2）

心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の指導が必要であると認められる本人および家族に対し、健康の保持増進と心身の機能低下防止、在宅生活の向上を図ることを目的として、保健師・理学療法士等が訪問指導を実施している。

〔対象〕 40～64歳までの方

□訪問指導件数

（単位：人）

区分 年度		高齢者福祉課		池 袋		長 崎		合 計	
		実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
2		8	15	73	108	18	67	99	190
3		4	12	31	103	21	123	56	238
4		7	15	28	97	15	34	50	146
5		10	21	41	93	22	41	73	155
6		15	26	43	123	43	134	101	283
職 種	保健師	15	26	43	123	43	134	101	283
	理学療法士	0	0					0	0

[6] としま健康チャレンジ！事業

「いつでも、だれでも、どこでも」をモットーに、区民が健康事業に参加することにより、健康を意識したライフスタイルを確立し、健康増進と生活習慣病を予防することをねらいとする。（平成21年度から開始）

① 事業概要

講演会や運動講座等のプログラム等に参加することによって、既定のポイントを集めるとマイレージカードと交換ができ、カードを区内協賛店で使用することで様々なサービスを受けることができる事業である。健康診断やがん検診の受診結果を提出した区民にもポイント付与することで、受診率向上を図っている。各店舗がマイレージカードと引き換えに提供するサービスは、本事業の趣旨に賛同した健康チャレンジ！応援団（企業・団体等）が無償で提供するものである。

② 実施状況

区分 年度	知ってチャレンジ！					やってチャレンジ！					
	講演会及び イベント	食育実践企 画及び食育 イベント	保健所事業	応援 プログラム	マイコース (検診)	測定会	体育協力 施設	運動講習会	健康ウオー クラリー	マイコース (※1)	応援団企画 講習会
	回数	回数 (再掲)	回数 (再掲)	回数	人数	回数	施設 数	回数	人数	種類	回数
	人数	人数 (再掲)	人数 (再掲)	人数	件数	人数		人数		人数	
2 (※2)	5	2	10	125	-	2	25	7	-	5	138
	201	45	104	1,764	799	354		128		1,444	
3	9	3	11	239	-	3	26	10	-	5	197
	299	358	113	3,846	576	471		129		1,553	
4	9	1	13	129	-	4	26	13	-	5	458
	361	117	124	2,415	1,548	599		225		5,191	
5	8	2	20	13	-	5	24	14	-	5	188
	316	142	334	726	832	646		243		1,750	
6	6	2	12	221	-	5	23	12	-	5	317
	269	504	271	3,125	1,043	637		206		2,036	

(※1) 令和元年度より、ポイントシールの配布件数で統一。

(※2) 新型コロナウイルスの感染拡大防止による事業の中止のため、昨年度比大幅減少。

□事業実績

区分 年度	マイレージ カード	チャレンジ 講演会等(※)		測定会		健康チャレンジ応 援団
	発行枚数(枚)	回数(回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数(人)	登録団体数
2	955	5	201	2	354	247
3	1,292	9	299	3	471	247
4	1,857	9	361	4	599	247
5	2,069	8	316	5	646	199
6	2,052	6	269	5	637	175

(※) チャレンジ講習会の一部は、健康増進法第17条1項に基づく集団健康教育へ計上。